

# 外国人雇用状況の届出状況（本文）

## （平成 24 年 10 月末現在）

### I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けている。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者<sup>※</sup>である。なお、数値は平成 24 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しない。

※特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

今般、平成 24 年 10 月末現在の届出状況を取りまとめたので、公表するものである。

### II 届出状況の概要

#### 1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

(1) 平成 24 年 10 月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は 119,731 か所であり、外国人労働者数は 682,450 人であった。これは平成 23 年 10 月末現在の 116,561 か所、686,246 人に対し、3,170 か所(2.7%)の増加、3,796 人(0.6%)の減少となった。【別表 2、参考表】

労働者数が減少した要因として、現在の雇用失業情勢が依然として厳しく、平成 24 年 7 月以降、自動車などの輸送用機械や電気機械などを中心とした製造業の事業所を離職した外国人が増加傾向にあることが考えられる。

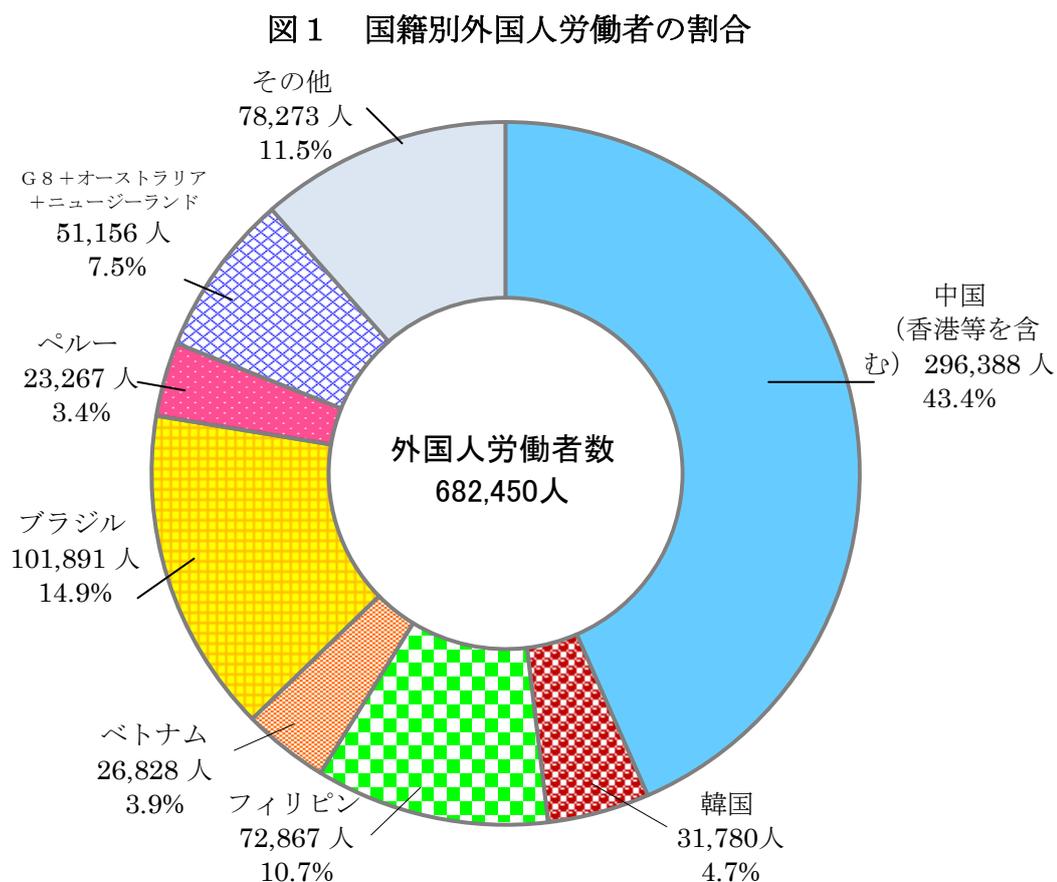
(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 16,304 か所、当該事業所で就労する外国人労働者は 169,057 人であり、それぞれ事業所全体の 13.6%、外国人労働者全体の 24.8%を占めている。

これは、平成 23 年 10 月末現在の 18,134 か所、185,248 人に対し、1,830 か所(10.1%)、16,191 人(8.7%)の減少となっている。【別表 2、参考表】

## 2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、中国（香港等を含む。以下同じ。）が外国人労働者数全体の43.4%を占め、次いで、ブラジルが14.9%、フィリピンが10.7%となっている。

また、ベトナムについては対前年同期比で4,211人(18.6%)増加しており、26,828人(同3.9%)となっている。【図1、別表1、参考表】



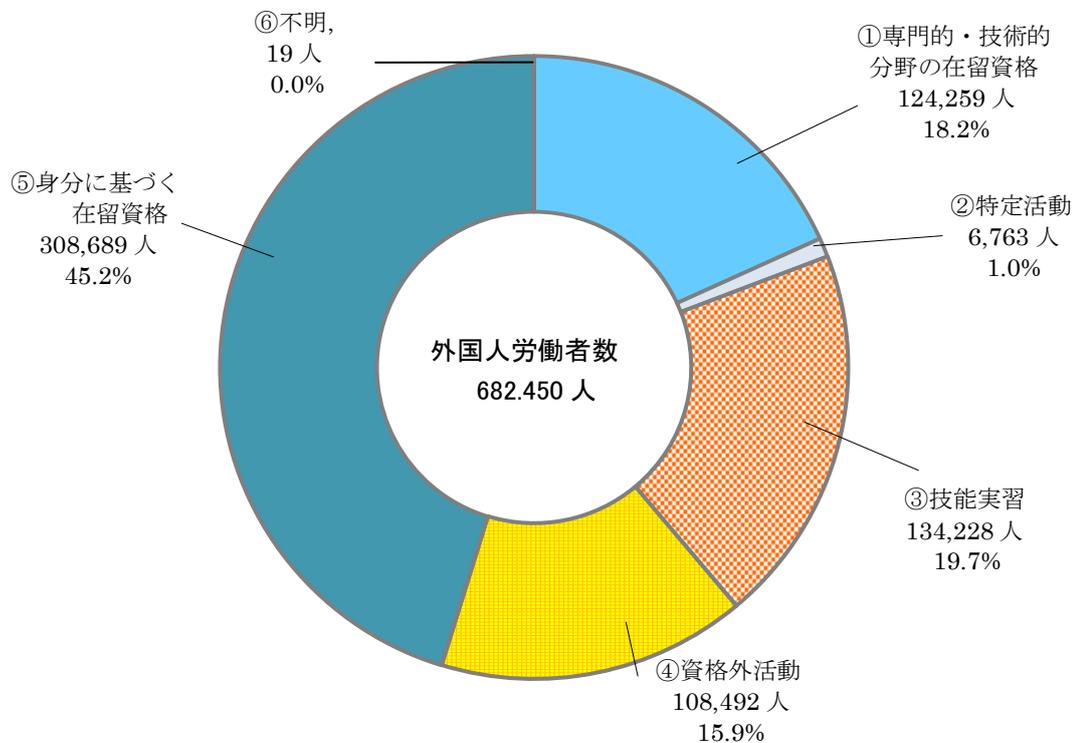
(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格<sup>1</sup>」が外国人労働者全体の45.2%を占め、次いで、技能実習生等の「技能実習」が19.7%、「専門的・技術的分野の在留資格<sup>2</sup>」が18.2%となっている。【図2、別表1、参考表】

専門的・技術的分野の外国人労働者は124,259人と前年同期比で3,371人(2.8%)増加しており、専門的な知識・技術をもつ外国人の雇用が拡大している。

一方、定住者や日本人の配偶者など身分に基づく在留資格の外国人労働者は308,689人と前年同期比で10,933人(3.4%)減少している。

その要因として、身分に基づく在留資格の外国人が多く働いている製造業を中心として現在の雇用失業情勢が依然として厳しく、平成24年7月以降、自動車などの輸送用機械や電気機械などを中心とした製造業の事業所を離職した外国人が増加傾向にあることが考えられる。

図2 在留資格別外国人労働者の割合



(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国については、「技能実習」が33.8%、「資格外活動(留学)」が23.1%、「身分に基づく在留資格」が20.2%となっている。

ブラジル及びペルーについては、「身分に基づく在留資格」がそれぞれ99.4%、99.2%を占めている。なお、「永住者」については、ブラジル国籍者の43.5%、ペルー国籍者の57.4%を占めている。【別表1】

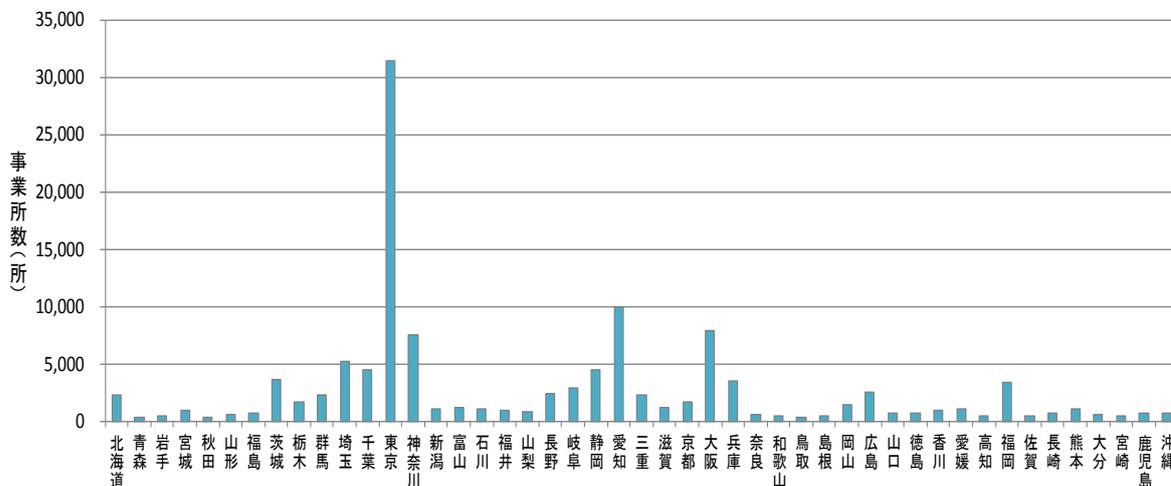
<sup>1</sup> 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

<sup>2</sup> 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」が該当する。

### 3 都道府県別・産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 都道府県別にみると、東京が26.2%を占め、次いで愛知8.3%、大阪6.6%、神奈川6.3%、埼玉4.3%、千葉3.8%となっている。【図3、別表2】

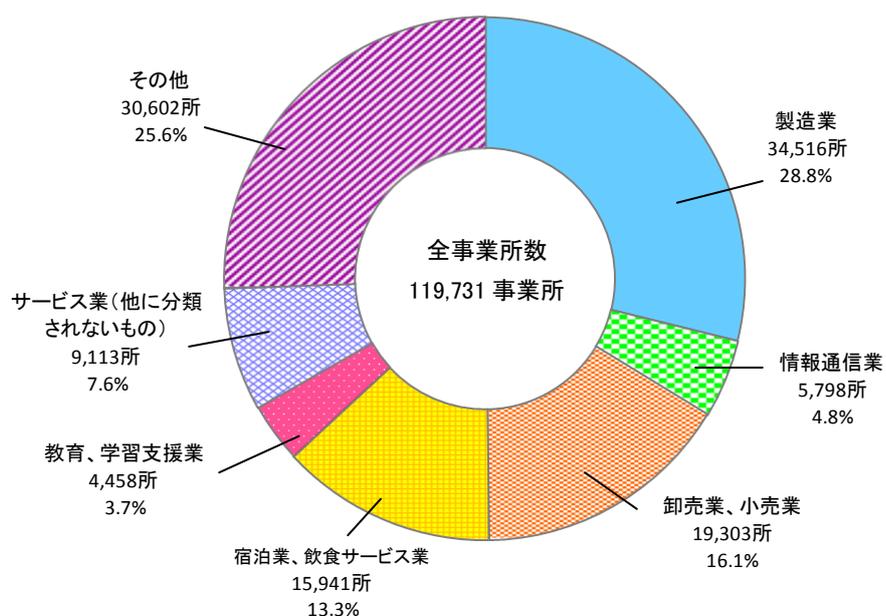
図3 都道府県別外国人雇用事業所数



(2) 産業別にみると、「製造業」が28.8%を占め、次いで「卸売業、小売業」が16.1%、「宿泊業、飲食サービス業」が13.3%、「サービス業（他に分類されないもの）」<sup>3</sup>が7.6%となっている。

製造業の事業所の占める割合は前年同期比で減少している一方、宿泊業・飲食サービス業や卸売・小売業は増加している。【図4、別表4、参考表】

図4 産業別外国人雇用事業所の割合

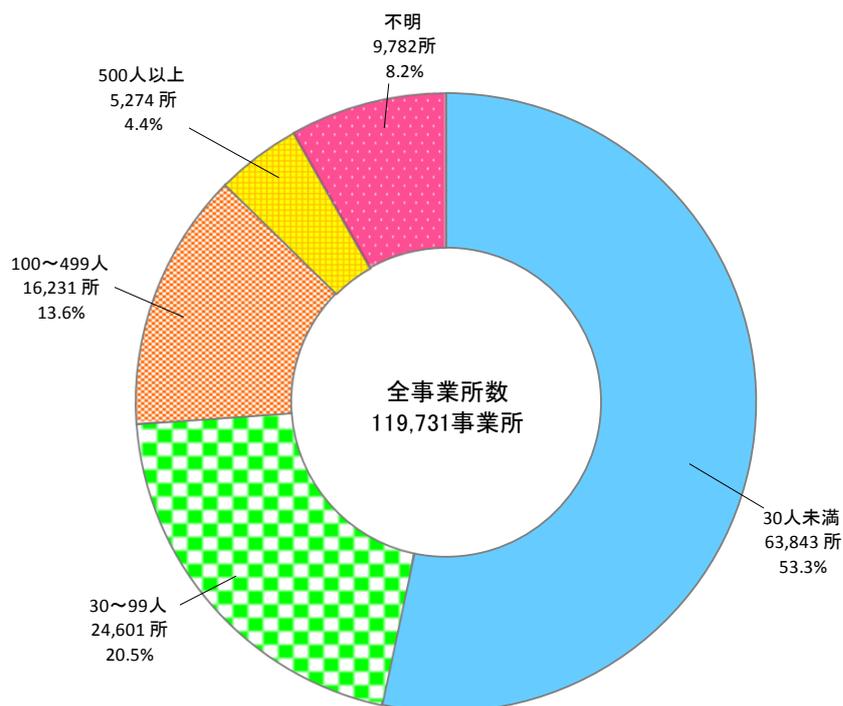


<sup>3</sup> 「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の53.3%を占める。事業所数はどの規模においても全体的に増加しており、特に、500人以上の大規模事業所では前年同期比で4.4%増加と大きな伸びとなっている。

【図5、別表8、参考表】

図5 事業所規模別外国人雇用事業所の割合

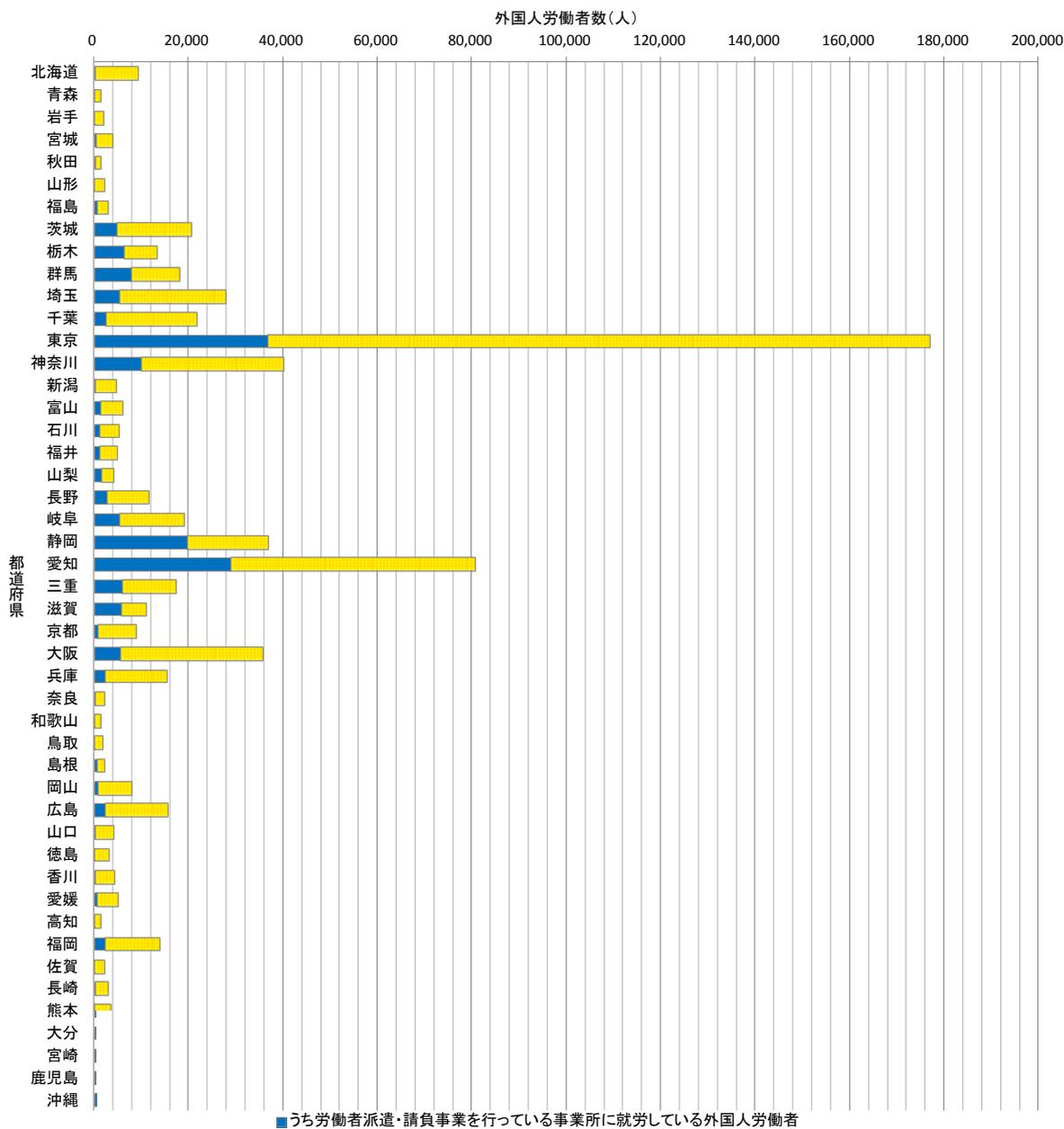


#### 4 都道府県別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 都道府県別にみると、東京が25.9%を占め、次いで愛知11.8%、神奈川5.9%、静岡5.4%、大阪5.2%となっており、この5都府県で全体の半数を超える。【図6、別表2】

都道府県別に、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合をみると、静岡が54.1%、滋賀が52.6%、栃木が49.6%、群馬が43.5%となっている。【別表2】

図6 都道府県別外国人労働者数



都道府県別・在留資格別にみると、外国人労働者のうち「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が最も高いのが東京で34.5%、次いで沖縄27.3%、京都26.3%、大阪25.4%、「技能実習」の割合が高いのは愛媛、宮崎、徳島で約7割となっている。「資格外活動（留学）」の割合が高いのは福岡で31.6%、京都で27.6%、「身分に基づく在留資格」の割合が高いのは、群馬、滋賀、静岡、栃木、山梨で約7割となっている。【別表3】

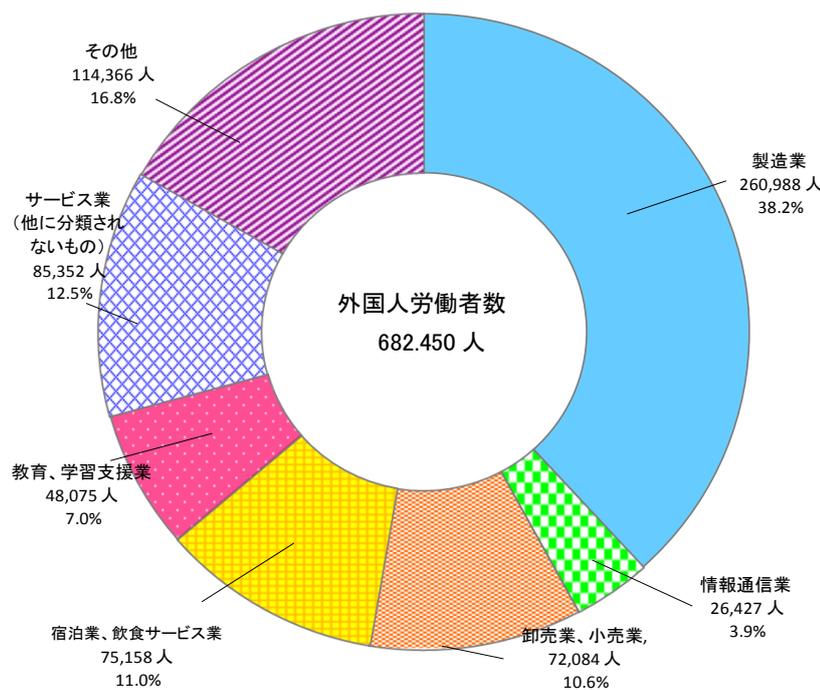
なお、被災地については、震災の影響により離職した技能実習生が、再び就業してきていることから、増加に転じている。

(2) 産業別にみると、「製造業」が38.2%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が12.5%、「宿泊業、飲食サービス業」が11.0%、「卸売業、小売業」が10.6%、「教育、学習支援業」が7.0%となっている。【図7-1、別表4】

産業別に、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の傾向をみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者全体の22.9%にあたる59,743人、労働者派遣業を含む「サービス業（他に分類されないもの）」では、同70.0%にあたる59,755人となっている。【図7-2、別表4】

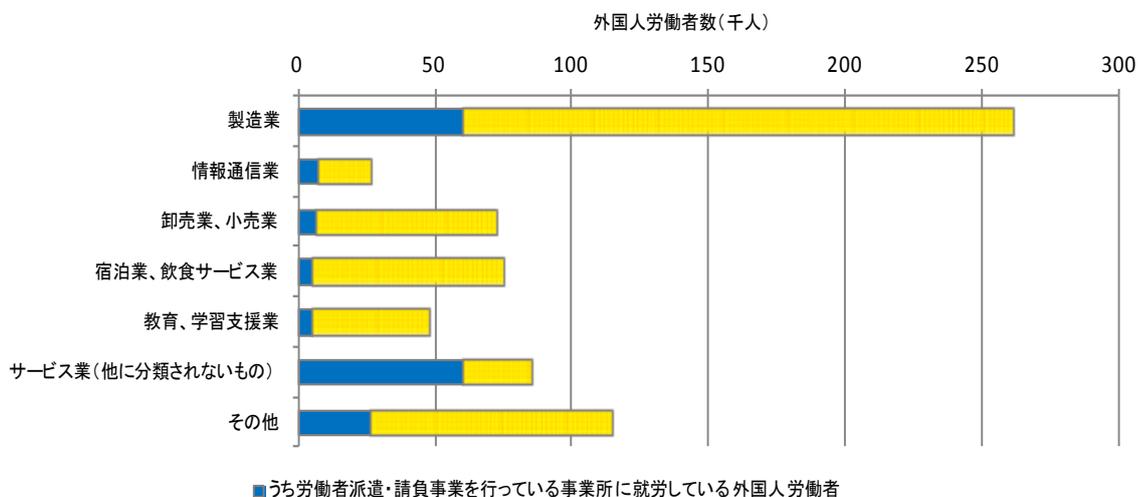
「製造業」の中でも、「電気機械器具製造業」と「輸送用機械器具製造業」において労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合が高く、それぞれ41.2%（8,344人）、35.9%（19,525人）となっている。【別表4】

図7-1 産業別外国人労働者数



※「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

図7-2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の産業別状況



都道府県別・産業別にみると、福井、愛媛は「製造業」の割合が高く、7割を超えている。東京は「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」の割合が高く、それぞれ24.5%、16.7%、12.3%となっている。【別表5】

また、在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」については、「製造業」が16.6%、「教育、学習支援業」が15.8%となっている。「技能実習」については、「製造業」が73.4%を占めている。「身分に基づく在留資格」については、「製造業」が43.0%、「サービス業(他に分類されないもの)」が20.7%となっている。【別表6】

さらに、国籍別・産業別にみると、ベトナム、ブラジル、ペルー、フィリピン、中国については、「製造業」がそれぞれ61.3%、57.3%、52.7%、47.5%、36.4%と最も高い割合を占めるが、韓国については、「卸売業、小売業」が19.0%と最も高い割合を占めている。G8等<sup>4</sup>については、「教育、学習支援業」が45.6%と最も高い割合を占めている。国籍別に派遣・請負の構成比をみると、ブラジルとペルーで派遣・請負の構成比が高く、それぞれ56.0%、48.0%と労働者の多数を占めている。【別表7】

<sup>4</sup> G8等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、外国人労働者全体の33.8%を占める。【図8、別表8】

図8 事業所規模別外国人労働者数

